

新 旧 対 照 表

新

旧

別表第1(第2条関係)

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり 340円以内とする。

(2) 応急仮設住宅

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり 1,230円以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

別表第1(第2条関係)

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり 330円以内とする。

(2) 応急仮設住宅

(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり 1,180円以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出することができる費用は、季別及び世帯区分により次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 (4月1日から9月30日まで)	<u>19,200円</u>	<u>24,600円</u>	<u>36,500円</u>	<u>43,600円</u>	<u>55,100円</u>	<u>8,000円</u>
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>31,800円</u>	<u>41,100円</u>	<u>57,200円</u>	<u>66,900円</u>	<u>84,200円</u>	<u>11,600円</u>

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 (4月1日から9月30日まで)	<u>6,300円</u>	<u>8,400円</u>	<u>12,600円</u>	<u>15,400円</u>	<u>19,400円</u>	<u>2,700円</u>
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>10,100円</u>	<u>13,200円</u>	<u>18,800円</u>	<u>22,300円</u>	<u>28,100円</u>	<u>3,700円</u>

## 6 被災した住宅の応急修理

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出することができる費用は、季別及び世帯区分により次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 (4月1日から9月30日まで)	<u>18,700円</u>	<u>24,000円</u>	<u>35,600円</u>	<u>42,500円</u>	<u>53,900円</u>	<u>7,800円</u>
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>31,000円</u>	<u>40,100円</u>	<u>55,800円</u>	<u>65,300円</u>	<u>82,200円</u>	<u>11,300円</u>

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 (4月1日から9月30日まで)	<u>6,100円</u>	<u>8,200円</u>	<u>12,300円</u>	<u>15,000円</u>	<u>18,900円</u>	<u>2,600円</u>
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>9,900円</u>	<u>12,900円</u>	<u>18,300円</u>	<u>21,800円</u>	<u>27,400円</u>	<u>3,600円</u>

## 6 被災した住宅の応急修理

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 706,000 円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円

7 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が 138,700 円以内とする。

#### 9 学用品の給与

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

イ 文房具費及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,800 円

中学校生徒 1人当たり 5,100 円

高等学校等生徒 1人当たり 5,600 円

#### 11 死体の処理

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(イ) 既存建物を利用することができないとき。

1体当たり 5,500 円

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 655,000 円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円

7 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が 138,300 円以内とする。

#### 9 学用品の給与

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

イ 文房具費及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,700 円

中学校生徒 1人当たり 5,000 円

高等学校等生徒 1人当たり 5,500 円

#### 11 死体の処理

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(イ) 既存建物を利用することができないとき。

1体当たり 5,400 円

12 埋葬

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人 219,100円以内、小人 175,200円以内とする。

別表第2(第12条関係)

ア	医師及び歯科医師	1人1日当たり	23,500円
イ	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	1人1日当たり	15,000円
ウ	保健師、助産師、看護師及び准看護師	1人1日当たり	<u>15,400円</u>
エ	救急救命士	1人1日当たり	<u>14,400円</u>
オ	土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	<u>15,200円</u>
カ	大工	1人1日当たり	<u>24,100円</u>
キ	左官	1人1日当たり	<u>23,900円</u>
ク	とび職	1人1日当たり	<u>23,800円</u>

12 埋葬

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人 213,800円以内、小人 170,900円以内とする。

別表第2(第12条関係)

ア	医師及び歯科医師	1人1日当たり	23,500円
イ	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	1人1日当たり	15,000円
ウ	保健師、助産師、看護師及び准看護師	1人1日当たり	<u>15,300円</u>
エ	救急救命士	1人1日当たり	<u>14,500円</u>
オ	土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	<u>15,400円</u>
カ	大工	1人1日当たり	<u>23,300円</u>
キ	左官	1人1日当たり	<u>23,600円</u>
ク	とび職	1人1日当たり	<u>23,500円</u>